事業主の皆さんへ

障害者の雇用ガイド

令和7年3月

香　川　県

県内企業の障害者の雇用状況

県内では 55.2%の企業が法定雇用率を達成しています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、一般の民間企業は、その常用労働者数の2.5%以上の障害者を雇用しなければならないと定められています。

令和６年６月１日現在の本県の民間企業（常用労働者40.0人以上規模）における雇用障害者数は、3,530.0人で前年より161.5人増加し、実雇用率は2.31%（全国2.41%）となっています。

また、法定雇用率を達成した企業の割合は、55.2%で全国値（46.0%）を上回っていますが、依然、４割以上の企業が未達成となっています。

○民間企業における障害者の雇用状況

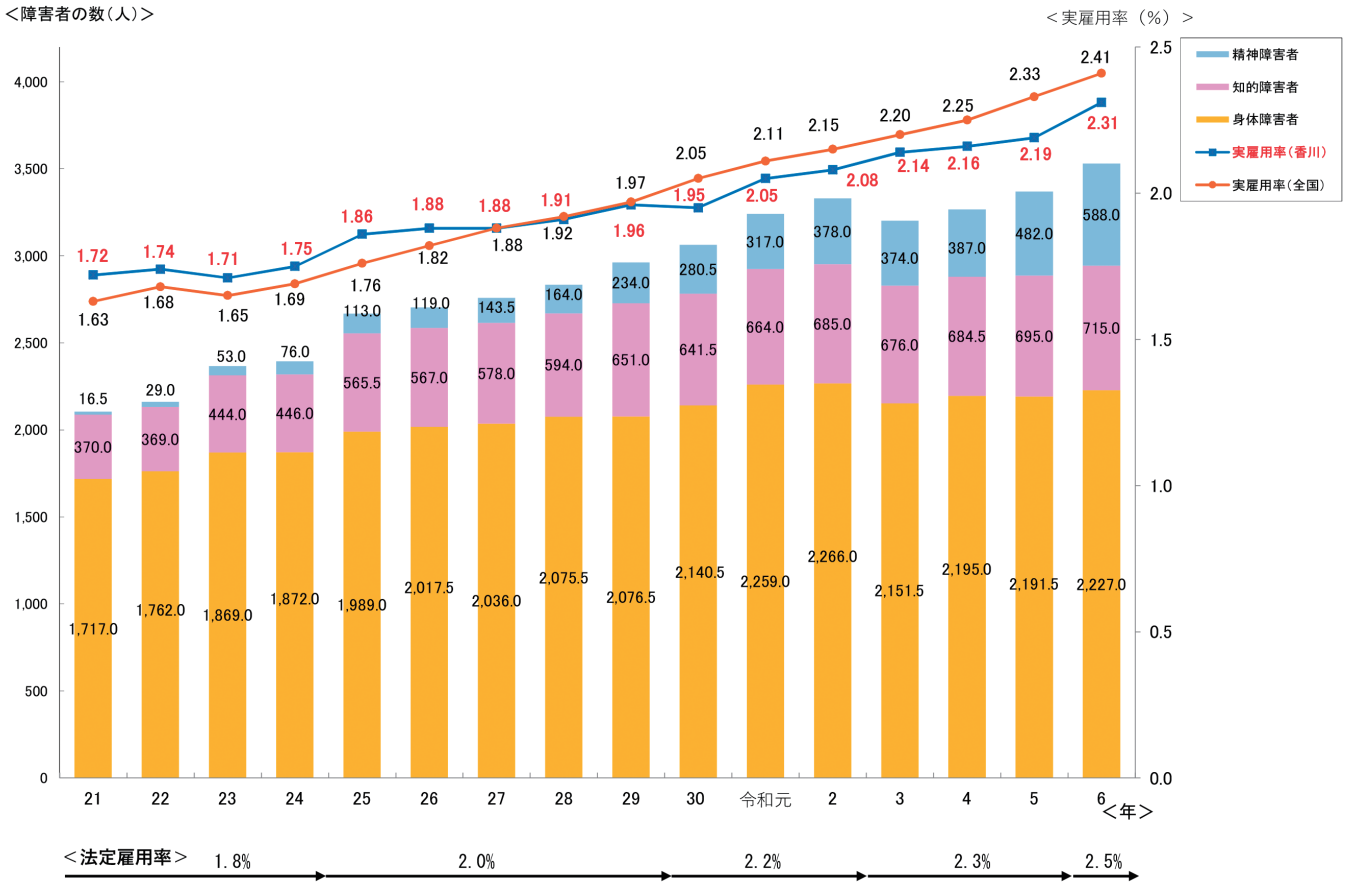

（出典：香川労働局「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」）

雇用義務の対象となる障害者の範囲

身体障害者

視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、内部障害（心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害等）などがあり、身体障害者手帳を所持している人

知的障害者

知的な発達に遅れがあり、意思疎通や日常的な事柄が苦手なために援助が必要であり、療育手帳等を所持している人

精神障害者

次の障害等により、精神障害者手帳を所持している人

- **精神障害**
  統合失調症、そううつ病、てんかん等
- **発達障害**
  自閉症スペクトラム、ＡＤＨＤ、ＬＤ（学習障害）等
- **高次脳機能障害**
  記憶障害、注意障害、遂行機能障害等

（症状により、身体障害者手帳を所持している場合もあります。）

障害者雇用率と算定方法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者の雇用機会の確保のために、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用と雇用状況の報告を義務付けています。

（問合せ先：ハローワーク）

◇障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「全て事業主は、（中略）進んで対象障害者(※)の雇入れに努めなければならない。」とされており、一般事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。　※対象障害者：身体障害者、知的障害者又は精神障害者

☆法定雇用率　民間企業 2.5%、公的機関、独立行政法人など 2.8%（都道府県などの教育委員会は 2.7%）

法定雇用障害者数 （障害者の雇用義務数） ※）小数点以下の端数は切捨て	＝	労働者の数 （ただし、短時間労働者の数 ×0.5）	×	法定雇用率 （2.5%）

注）　一定の業種に属する事業を行う事業主については、法定雇用率算定基礎となる常用労働者数の計算にあたって、一定数に相当する労働者数を控除できます。

◇法定雇用率の引上げ

法定雇用率は段階的に引き上げられており、対象事業主の範囲も広がります。

	令和3年3月	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

◇法定雇用率制度における障害者の算定方法

	週所定労働時間		
	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	―
身体障害者 重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	―
知的障害者 重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1（※）	0.5

※当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、1 人をもって 1 人とみなします。

◇障害者雇用率算定の特例

○特例子会社制度

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定ができます。

〔特例子会社制度〕　〔グループ適用〕（平成14年10月から施行）

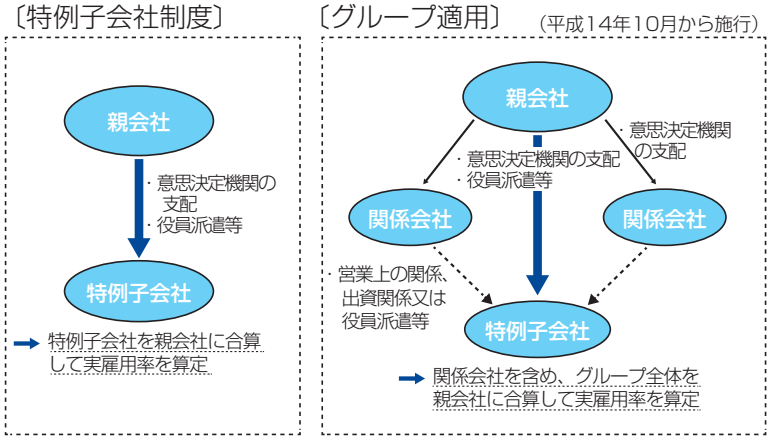

（出典：厚生労働省ホームページ「障害者雇用率制度」）

上記のほか、企業グループや事業協同組合等の算定特例があります。

障害者雇用納付金に基づく雇用の促進（概要）

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整と、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、法定雇用障害者数を下回っている事業主から納付金を徴収し、法定雇用障害者数を上回っている事業主に対して調整金、その他一定の要件を満たした事業主に対して報奨金等を支給する制度です。

（問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 高齢障害者業務課）

法定雇用障害者数を下回っている事業主
（常用労働者 100 人超）
⇒ 法定雇用障害者数の不足一人当たり月額 50 千円の納付金を支払

納付金

独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構

詳しくは、香川支部 高齢・障害者業務課にお問い合わせください。
（087-814-3791）

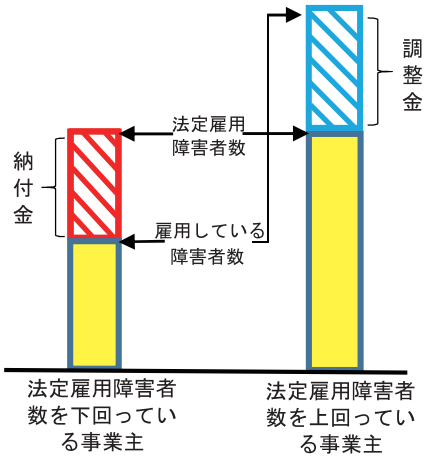

【主な給付金など】

調整金
法定雇用障害者数を上回っている事業主（常用労働者の数が 100 人超）
⇒ 法定雇用障害者数の超過一人当たり月額29千円の調整金を申請に基づき支給
（対象人数が年120人超の場合、超過分は月額23千円）

報奨金
雇用障害者数が一定数を超えている事業主（常用労働者の数が 100 人以下）
⇒ 一定数の超過一人当たり月額21千円の報奨金を申請に基づき支給
（対象人数が年420人超の場合、超過分は月額16千円）

助成金
障害者を雇い入れ、雇用継続のため職場環境の整備等を行う事業主
⇒ 各種助成金を申請に基づき支給

実雇用率の低い事業主については、ハローワークが雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の促進を指導しています。

障害者雇用推進者の選任等

（問合せ先：ハローワーク）

○障害者雇用推進者の選任

常用労働者を40.0人以上雇用する事業主は、障害者の雇用の促進及びその継続を図るための諸条件の整備を図るための業務や、障害者雇用状況の報告、障害者の解雇の届出業務等を行うための「障害者雇用推進者」の選任に努めなければなりません。

○障害者職業生活相談員の選任と報告

事業主は、常用労働者である障害者を5人以上雇用する事業所において、障害者である労働者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う「障害者職業生活相談員」を選任しなければなりません。また、選任した場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長に選任届を提出してください。

○解雇の届出

障害者の早期再就職を図るため、事業主が障害者を解雇する場合には、解雇の告知後速やかに解雇する障害者の氏名、性別、年齢、住所、職種、解雇年月日及び解雇理由を公共職業安定所長に届け出なければなりません。ただし、労働者の責に帰すべき理由、天災地変その他やむを得ない理由の場合は除かれます。

障害者雇用の進め方

初めて障害者雇用に取り組む場合は、「障害特性」「仕事内容」「勤務時間や給与の額などの労働条件」や「経営者や社員の理解」など、分からないことや不安に感じることが多いと思います。

まずは、支援機関と連携し、次のようなステップを着実に踏むことが大切です。

ステップ 1 障害者雇用の理解を深める

相談

・ハローワークなど支援機関への相談
・各種セミナーへの参加

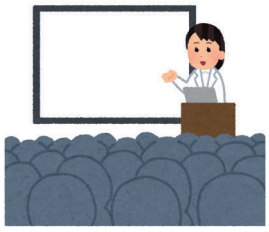

情報収集

・障害者雇用職場の見学
・特別支援学校の見学

社内理解の促進

・社員研修の実施　・啓発資料の配布
・障害者実習生の受入れ

ステップ 2 職務の選定

社内検討

相談

・社内検討、支援機関との相談により配置部署や従事職種を選定

ステップ 3 受入態勢を整備

受入態勢　雇用条件　採用計画

・施設などの改造、指導担当者の選任、受入部署での研修など受入態勢の整備
・雇用形態、労働時間、賃金等の決定
・採用計画の作成

ステップ 4 採用活動

募集　～　採用

・ハローワークへの求人申込
・障害者就職面接会への参加
・支援機関、特別支援学校などとの連携

ステップ 5 職場定着

雇用管理

職場改善

・ハローワークなどの支援機関、特別支援学校と連携し、職場定着のための支援・雇用管理、必要な職場改善の実施

☞　初めて障害者雇用に取り組む場合には、障害者雇用に関する情報の収集、社内啓発や社内調整、ハローワークなど支援機関との連携など、幅広く活動することが求められますので、専任の担当者やチームを決めて対応していくと進めやすいでしょう。

（参考：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用ー事業主のためのQ&A集ー」）

障害者雇用のための支援

障害のある方を雇用する際に事業主の方が受けられる支援には次のメニューがあります。

（総合的な支援）

事業主に対する相談援助 （問合せ先） 香川障害者職業センター	障害者雇用についての相談や情報提供を行うほか、障害者雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ「事業主支援計画」を作成して、雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に実施するものです。
雇用相談・講習会等の開催 （問合せ先） ハローワーク (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部 高齢・障害者業務課	障害者の雇用と職場定着を図るため、事業主に対し、雇用相談や各種講習等を開催しています。

（雇用に関する支援）

障害者就職チャレンジ事業 （問合せ先） 香川県労働政策課 県内の障害者就業・生活支援センター	障害者に関する知識や雇用経験がないなど雇用に不安がある事業所と、仕事への適正や体力面など就職に不安のある障害者、双方の不安を解消し、雇用につながるよう、職場実習（短期的な就労体験）を支援します。 ・期　間　３～10 日間 ・謝　金　受入事業所へ1 日あたり1,000 円 ・実習生　1 日あたり1,000 円、実習期間中の傷害保険を負担
障害者委託訓練事業 （問合せ先） 香川県立高等技術学校 高松校・丸亀校	高等技術学校が事業主に委託し、事業所現場を活用して実践的な職業能力の開発･向上を図るための訓練を行うもので、事業主は、訓練終了後、引き続き雇用することも可能です。 ・期　間　１か月～3 か月（１月あたり100 時間程度） ・委託先　中小企業（国の定める要件に合致する中小企業）等 ・委託費　中小企業：訓練生１人につき月額９万円を上限 中小企業以外：訓練生１人につき月額６万円を上限 ・訓練生　訓練手当の支給(要件あり)

（雇用及び定着に関する支援）

ジョブコーチによる支援 （問合せ先） 香川障害者職業センター	障害者が円滑に職場に適応することができるよう障害者職業センターのジョブコーチ又は社会福祉法人等に所属するジョブコーチが事業所等に出向き、障害者、事業主及び障害者の家族に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施するものです。
リワーク支援 （問合せ先） 香川障害者職業センター	うつ病等の精神疾患により休職している従業員とその事業主に対して、主治医と連携し、職場復帰に向けたウォーミングアップ支援を行うものです。
就労支援機器の貸出事業 （問合せ先） (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部 高齢・障害者業務課	障害者を雇用する事業主等に対し､障害者の就労を支援する機器を一定期間無料で貸し出すことにより、障害者の雇用促進を図るものです。

注）上記は令和7年3月時点の内容で、今後変更になる可能性があります。

障害者雇用のための助成金

障害者の雇入れの際の助成金

（問合せ先：香川労働局助成金センター）

特定求職者雇用開発助成金	**【特定就職困難者コース】** 高齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主(※)に対して助成 **【発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース】** 発達障害者又は難病患者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主(※)に対して助成 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して２年以上であることが確実と認められること
トライアル雇用助成金	**【障害者トライアルコース】** 就職が困難な障害者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成 **【障害者短時間トライアルコース】** 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3 か月から12か月の期間をかけながら20 時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成

障害者雇用のための職場環境の整備等に関する助成金

（問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部 高齢・障害者業務課）

障害者作業施設設置等助成金	雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服し作業・就労等を容易に行えるように配慮された作業施設等、また加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成
障害者福祉施設設置等助成金	継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主又は当該事業主が加入している事業主団体に対して助成
障害者介助等助成金	雇い入れる又は継続して雇用する障害者の障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために、必要な介助者等を配置又は委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置や加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う事業主に対して助成
職場適応援助者助成金	職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のため、また障害者が、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となったため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成（企業在籍型職場適応援助者助成金については、申請事業所あたり会計年度の助成金額の上限は300 万円） ※ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者
重度障害者等通勤対策助成金	雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度障害者等を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる事業主に対して助成 ※対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、継続して雇用している労働者数に占める対象障害者の割合が20％以上であること
障害者雇用相談援助助成金	雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に対して助成
障害者能力開発助成金	障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に助成

注）上記は令和7年3月時点の内容で、今後変更になる可能性があります。

障害者雇用の支援機関・施設（問合せ先）

1 香川労働局

障害者雇用の確保のために、準備段階から採用後の定着支援まで一貫して企業を支援する「チーム支援」など、様々な施策を実施しています。

職業安定部職業対策課
〒760-0019　高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎北館3階　TEL 087-811-8923

助成金センター
〒760-0019　高松市サンポート2-1　高松シンボルタワータワー棟12階　TEL 087-823-0505

2 ハローワーク（公共職業安定所）

専門の職員・相談員を配置して、ケースワーク方式による職業相談や就職のあっせん、就職後のアフターケア、職業訓練のあっせんなど、一貫した各種援助を行っています。また、事業主の方には、障害者の採用等の相談に応じています。

ハローワーク高松	〒761-8566	高松市花ノ宮町2-2-3	TEL 087-869-8609
ハローワーク丸亀	〒763-0033	丸亀市中府町1-6-36	TEL 0877-21-8609
ハローワーク坂出	〒762-0001	坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎2F	TEL 0877-46-5545
ハローワーク観音寺	〒768-0067	観音寺市坂本町7-8-6	TEL 0875-25-4521
ハローワークさぬき	〒769-2301	さぬき市長尾東889-1	TEL 0879-52-2595
ハローワーク東かがわ出張所	〒769-2601	東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎	TEL 0879-25-3167
ハローワーク土庄	〒761-4104	小豆郡土庄町甲6195-3	TEL 0879-62-1411

3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
香川障害者職業センター、香川支部　高齢・障害者業務課

香川障害者職業センターでは、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助やうつ病等による休職中の方の復職支援まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。事業主の方には、障害者の受入れや定着に関する支援も行っています。

また、香川支部 高齢・障害者業務課では、障害者雇用に関する啓発活動や職業生活相談員資格認定講習の開催等を行っているほか、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金の申告・申請、各種助成金の申請受付を行っています。

香川障害者職業センター　〒760-0055　高松市観光通2-5-20　TEL 087-861-6868

香川支部　高齢・障害者業務課　〒761-8063　高松市花ノ宮町2-4-3　香川職業能力開発促進センター内　TEL 087-814-3791

4 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口相談や職場・家庭訪問等による指導を実施することで、障害者の職業生活における自立を支援します。事業主の方に対し、障害者雇用に関する助言も行っています。

障害者就業・生活支援センター　共生（運営法人：社会福祉法人 恵愛福祉事業団）
〒769-2702 東かがわ市松原1331-5　TEL 0879-24-3701

障害者就業・生活支援センター　オリーブ（運営法人：社会福祉法人 香川県手をつなぐ育成会）
〒761-8042 高松市御厩町546-1　TEL 087-816-4649

障害者就業・生活支援センター　くばら（運営法人：医療法人社団 三愛会）
〒763-0073 丸亀市柞原町185-1　TEL 0877-64-6010

障害者就業・生活支援センター　つばさ（運営法人：社会福祉法人 三豊広域福祉会）
〒768-0014 観音寺市流岡町1021-18　TEL 0875-24-9752

5 香川県立高等技術学校

職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、職業の各分野で活躍できる実践的な技術者や技能者の育成に努めています。

香川県立高等技術学校　高松校
〒761-8031　高松市郷東町587-1　TEL 087-881-3171

香川県立高等技術学校　丸亀校
〒763-8513　丸亀市港町307　TEL 0877-22-2633

発行：香川県商工労働部労働政策課
〒760-8570　高松市番町四丁目1-10
TEL 087-832-3368